

はじめに

この報告は、大阪府環境基本条例第 10 条の規定により、平成 18 年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して本府が講じた施策を、平成 14 年 3 月に策定した「大阪 21 世紀の環境総合計画」(以下「環境総合計画」という。)の施策体系に沿ってとりまとめたものです。

平成 18 年度の府内の環境の状況につきましては、大気中の二酸化窒素、浮遊粒子状物質、河川の汚濁指標である BOD は、環境基準(環境保全目標)を達成できていない地域が残っていますが、いずれも改善傾向となっています。また、大気中の二酸化硫黄、一酸化炭素は環境基準を達成しており、河川水質の鉛、カドミウムなどの健康項目についても環境基準をほぼ達成しています。

また、平成18年度には光化学スモッグ注意報が17回発令されるなど、光化学スモッグの発生状況や光化学オキシダント濃度の改善に向けて、原因物質の一つであるVOCの排出抑制の徹底が急務となっている他、地球温暖化やヒートアイランド現象への対策や、廃棄物の減量化・リサイクルの推進などが課題となっています。

本府といたしましては、こういった状況に対応するため、平成 18 年度において、揮発性有機化合物及び化学物質対策として、生活環境の保全等に関する条例を改正し、事業者の自主的管理を促進する大阪府独自の化学物質管理の仕組みを整備しました。この他、地球温暖化・ヒートアイランド対策として平成 18 年度から施行した「温暖化の防止等に関する条例」及び「自然環境保全条例」に基づく対策計画書等の概要のホームページでの公表、廃棄物対策として「大阪府廃棄物処理計画」の改定やリサイクル製品認定制度の運営など様々な施策を実施しました。

さらに、府は、事業者・消費者としての立場も有していることから、府民や事業者、民間団体などすべての主体の模範となるべく率先行動を拡大するとともに、環境総合計画を実効あるものとするため、環境の保全に関する基本的事項の審議などを行う「大阪府環境審議会」や庁内の推進体制である「大阪府環境行政推進会議」等を活用し、計画の適切な進行管理を行っています。

本報告では、主な環境の状況と平成 18 年度に講じた施策のうち重点分野の取り組みを中心に記載し、豊かな環境の保全と創造に関する全ての施策・事業の概要及び決算額を<巻末資料>に一覧表で記載しています。